

川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務

低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務の入札にあたり、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第110条に規定する最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の基準のうち低入札価格調査（以下「調査」という。）の実施に係る基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務担当課長 業務を担当する所属の長をいう。
- (2) 閉庁日 山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。

(対象となる業務)

第2条 この要領の対象となる業務は、川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、設計図書上の業務価格（業務委託費から消費税を除いた額）に100分の81を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(調査基準価格算定調書の作成)

第3条の2 業務担当課長は、入札日までに前条に定める方法により調査基準価格算定調書（様式第1号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。

(調査の対象)

第4条 調査は、対象となる業務で、入札価格が調査基準価格を下回ったものを対

象とする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回った入札は必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査の対象となる入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留し、後日その結果を山口市公式ウェブサイトで公表する」旨を宣言し、入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 業務担当課長は、入札終了後、調査の対象となる入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、第3項の事項について調査する。調査対象者が複数あった場合は、最低額で入札した者から調査し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の調査対象者を調査する。なお、調査の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。

2 前項の「最低額で入札した者」が同額により複数ある場合は、くじにより調査の順位を決定する。

3 次の各号に掲げる積算内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、業務担当課長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で業務担当課長が適切に設定するものとする。

- (1) 低入札価格調査表（様式第2号）
- (2) 積算内訳書（様式第3号）（積算内訳書の提出を受けていない場合）
- (3) 労務者の確保計画（様式第4号）
- (4) 緊急時の人員配置計画（様式第5号）
- (5) 水質試験業務実施計画（様式第6号）
- (6) 精密点検の実施計画（様式第7号）
- (7) 薬品類の購入計画（様式第8号）

(8) その他

(調査の方法)

第8条 業務担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者から順次調査を行う旨を伝えるとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（閑庁日を除く。）に、前条第3項に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。なお、期限内に資料等の全ての提出がない場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

(判断基準)

第9条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 数値的判断基準

- ア 業務を履行するにあたり必要な人員数を確保していること。
- イ 労務者の単価が調査時における山口県最低賃金を下回っていないこと。
- ウ 業務に必要な水質試験業務、精密点検及び薬品類が適切に計上されており、積算内訳書と矛盾がないこと。

(2) 基本的判断基準

- ア 調査に協力的であること。
- イ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- ウ 業務の手抜き、緊急時の体制不備、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

2 業務担当課長は、前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」の判断をし、落札者とするか否かを決定する。

3 前項の判断に当たっては、低入札価格調査審査表（別紙）を活用する。

(落札者とするか否かの決定)

第10条 第8条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、落札者を次のとおり決定するものとする。

(1) 業務担当課長が、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、入札執行者は、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 業務担当課長は、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、執行伺における決裁区分に従い、当

該入札者を落札者としないことを決定するものとする（業務を担当する所属で入札執行をしない場合は、入札を執行する所属の合議を必要とする。）。

（3）前号の場合において、当該入札の入札参加資格を決定するに当たりあらかじめ山口市上下水道事業契約審査会設置要綱に定める山口市上下水道事業契約審査会（以下「契約審査会」という。）の審査を受けている場合は、調査の結果及び意見を記載した書面（様式第9号）を作成し、当該審査をした契約審査会に審査を依頼しなければならない。契約審査会は、審査の結果を書面（様式第10号）で業務担当課長へ通知するものとする。

（4）前号の場合において、契約審査会は、審査の結果によっては、再度調査を指示することができる。

（審査結果の公表）

第11条 入札執行者は、調査を経て落札者を決定した場合は、その旨を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要領は、対象となる業務の入札に係る一連の手続きが終了したときに、その効力を失う。

低入札価格調査審査表

1. 調査対象業者名:

2. 調査基準額

①設計図書上の業務価格
(業務委託費から消費税を除いた価格)

[] 円

②調査基準価格

[] 円

③調査対象入札価格

[] 円

3. 数値的判断基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①業務を履行するにあたり必要な人員数を確保している	適・否	
②労務者の単価が調査時における山口県最低賃金を下回っていない	適・否	
③業務に必要な水質試験業務、精密点検及び薬品類が適切に計上されており、積算内訳書と矛盾がない	適・否	

4. 基本的判断基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①調査に協力的である	適・否	
②企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果である	適・否	
③業務の手抜き、緊急時の体制不備、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがない	適・否	

5. 総合判断

契約の内容に適合した履行がされる	適・否
------------------	-----

特記事項

[]

課長	確認	担当

調査基準価格算定調書

業務名 川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務

調査基準価格

円

【調査基準価格の算出】

設計図書上の業務価格(業務委託費から消費税を除いた額)に、81／100を乗じて得た額(実施要領第3条)

設計図書上の業務価格	円
設計図書上の業務価格の81／100 (1円未満切り捨て)	円

様式第2号

低入札価格調査表

入札者 住所

氏名

業務名	川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務
業務場所	
入札価格	円

1 その価格で入札した理由

※1 積算内訳書に基づき、当該価格で入札した理由（低価格で業務実施が可能となる理由）を具体的に説明する。

2 特に労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

積算内訳書

川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務

名称	数量	単位	5年間総計	備考
直接業務費	1	式		
直接経費	1	式		
技術経費	1	式		
間接業務費	1	式		
諸経費	1	式		
総 計				入札書記載金額(税抜き)

※ 入札価格と内訳書の記載額が同一であること。また、違算がないこと。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

労務者の確保計画

緊急時の人員配置計画

水質試験業務実施計画

(計量証明事業者による試験及びその他測定・分析)

精密点検の実施計画

薬品類の購入計画

様式第9号

第 年 月 号

契約審査会長様

下水道施設課長

低入札価格等の審査及び意見について(依頼)

低入札価格に該当すると認められる下記の業務について、「川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務低入札価格調査実施要領」の第7条の規定により調査しましたので、同要領第10条第3号の規定に基づき委員の意見を求めるます。

記

業務名	川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務	
履行場所		
業務概要		
入札執行日		
調査実施の業者名		
入札価格	円 調査基準価格	円
調査項目及び結果(要領第9条第1項各号による調査結果) (1) 低入札価格調査審査表(別紙) (2) 添付資料 ①業者からの提出書類 ②その他参考資料		
下水道施設課長の総合的意見		

※添付書類

(入札執行調書・設計書・調査報告書等)

様式第10号

第 号

年 月 日

下水道施設課長様

契約審査会長

低入札価格等の審査及び意見について(回答)

年 月 日付け 第 号で依頼のあった、当該入札についての審査結果は
下記のとおりです。

記

業務名	川西浄化センター・秋穂浄化センター・阿知須浄化センター等維持管理業務
履行場所	
入札執行日	
審査結果	

※審査結果の記載例

- * ○○社の入札価格であっても、契約の内容に適合した履行がされると認められるため、落札者とすることが適當と判断します。
- * ○○社の入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないと認められたので、△△社を落札者とすることが適當と判断します。